

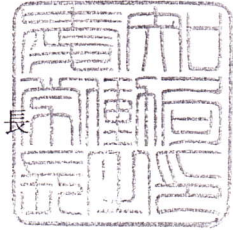


愛労発基第 879 号

平成 24 年 8 月 30 日

一般社団法人日本クレーン協会東海支部長 殿

愛知労働局長



橋形クレーンに係る転倒事故防止の徹底について

平素より、クレーン等に対する労働災害防止の推進につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、クレーン等に対する作業の安全確保については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいてクレーン等安全規則、クレーン等各構造規格及び運転士等に対する安全衛生教育の推進等によりその徹底を図ってきたところです。

貴協会及び会員事業場のご協力もあって、全国的にはクレーン等に係る災害は長期的には減少傾向にあります。今なお毎年のように発生している状況です。特に最近では強風（台風やダウンバースト等）による橋形クレーンの転倒事故も発生しております。当局管内においても去る 8 月 6 日に春日井市内において強風による橋形クレーンの転倒事故が 2 件発生して、人的被害はありませんでしたが近隣に被害をもたらしました。これから本格的台風シーズンを迎えるにあたり、気象状況に応じて適切に対応することが必要です。

本来、クレーン等安全規則により瞬間風速が 30 m/秒を超えるおそれがある場合は、逸走を防止する措置を講じなければならないことになっております。一般的には逸走防止装置が取り付けられているクレーンの場合はそれを使用させることが必要になりますが、装備されていない場合でも何らかの逸走防止措置を講じる必要があります。

つきましては貴協会に対する平成 20 年 3 月 26 日付け愛労発基第 127 号「移動式クレーンに係る転倒災害防止の徹底について」及び平成 22 年 6 月 28 日付け愛労発基第 314 号「移動式クレーン転倒等に対する「事故報告書」提出の徹底について」、平成 24 年 5 月 24 日付け愛労発基第 531 号「クレーン等作業にかかる安全管理の徹底について」の要請に加え、屋外に設置される走行クレーンの転倒防止、特に強風時の逸走防止措置が徹底されるよう貴協会の会員をはじめ関係方面に対し周知されるよう要請します。